

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

文部科学省 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議

文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は3月29日、障害者の生涯学習を推進する際の基本的な考え方や具体策を示した報告書がとりまとめられた。

文科省における障害者の生涯学習支援は、2017年4月に松野前大臣が「特別支援教育の生涯学習に向けて」と題するメッセージを出し、生涯学習支援推進室を設置したことでスタート。2018年2月に同会議を設置し、推進策を検討してきた。

報告書は生涯学習の目指す方向として「誰もが障害の有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会」を掲げた上で学校卒業後の学びの場をつくること、障害に関する理解促進を具体策に挙げた。

卒業後の学びの場としては、多様な実施主体が学習機会を提供する重要性を指摘。公民館などの社会教育施設や特別支援学校同窓会が主催する学びの場、大学の公開講座などの活用を促した。また、障害者施設による自律訓練や就労移行支援、就労継続支援などのサービスの中で学びの機会を提供することも期待した。

共に学ぶ場づくりでは、生涯学習プログラムの提供者が合理的配慮をすること「学びのユニバーサルデザイン」を実現することを提案。障害者が働くカフェを住民が交流し、学び合う場としたり、障害者と健常者が一緒に楽しめるスポーツを推進したり、文化芸術活動を促進することを求めた。

障害への理解の促進では、社会福祉協議会と連携して生涯学習を支える地方公共団体の職員や住民への普及啓発を進めることを要請した。

また、生涯学習推進組織がある都道府県が6%、市町村が4%に止まっている実態を踏まえ、地方自治体に対して早急に庁内関係部局と推進体制を構築すること、地域内の社会福祉法人やNPO法人、企業、障害者支援団体などと連携することを求めた。

報告書は推進策を実施するための行政などの役割も明示。国には学びの場づくりに関するモデル開発をし全国に普及することを、地方公共団体には生涯学習を担う人材を育成・確保することや、学びに関する相談支援体制づくりを進めることを要請した。

また、特別支援学校には卒業時に個別の教育支援計画を進路先の障害者施設などに適切に引き継ぐことを、障害者施設には生涯学習の担い手として学びの場を充実することを求めた。以下、概要について一部抜粋して報告する。

障害者の生涯学習の推進方策について

～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して～(報告)

<障害者の生涯学習推進の方向性>

1. 目指す社会像 「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」

(1) 誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会であること

知らなかったことを知ること、できなかったことができるようになること、そして人や社会とつながることは人間の根源的な喜びである。障害の有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要である。

しかしながら、障害者にとって、これまで生涯を通じて学ぶ機会が十分にあったとは言えない。特に学校卒業後においては、仲間と交流し日々の悩みを相談しながら、それぞれに合った学習を行う場が非常に限られていること、また、学びの場についての情報が適切に提供される体制となっていないことなどの課題がある。

現在、障害のある児童生徒に対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動（キャリア教育や自立活動の指導等）が展開されている。自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容については、特別支援学校や高等学校を含む後期中等教育段階（以下「特別支援学校等」という。）で確実に指導を行うだけでなく、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ、本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう、条件整備を行う必要がある。生涯を通じて自己の発達や成長に向けて学び続ける環境の整備を図ることで障害者の真の社会参加・自立を実現することが期待できる。

(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること

学ぶことや働くことなどの活動は、人々のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかかわらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。

その際、障害者を単に支援される側として一方的に捉えるのではなく、一人一人の多様な個性や得意分野を生かす視点が重要である。障害者が一人一人の特性に応じて得意分野の能力を開花させ、就労の場を含め、社会の中で誇りを持って活躍する可能性を広げられるよう、ICTも積極的に活用しつつ、多様な学びの場づくりに多様な主体が連携して取り組むことが必要である。

さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、障害のあるアスリートたちが自分の限界に挑戦し、世界の競合するアスリートに果敢に挑んでいく姿が各競技会場で繰り広げられることになるが、障害者に勇気を与えるこのような機会を大きな契機の一つとして捉え、障害者の学びをさらに推進し、障害者が地域とのつながりを持ちつつ様々な人々と共に学び、支え合って生きていくことができるようにすることが必要である。

2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点

(1) 本人の主体的な学びの重視

障害者の間では「私たちのことを私たち抜きで決めないで（Nothing about us without us）」という考え方が大切にされている。障害者権利条約の起草の過程においても、この考え方が尊重され障害者団体も発言の機会を得て参画した。

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて障害者の学びの環境整備を行うに当たっても、本人の学ぼうとする意志を出発点に本人が学びたいことや課題を自ら発見して取り組む学習とすることが重要である。

そのためには本人の学びの動機や主体的な参画に重きを置くとともに、支援者は本人のニーズに合った支援を行うことが求められる。また、学習の企画の段階から実施まで本人が継続的に関わることは真に障害者のニーズに沿った学びの場づくりを行う上で大きな意義がある。

(2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化

学校教育を通じて身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要である。障害のある生徒が望む将来の進路目標に基づく個別の教育支援計画について、卒業後の進路先等への引き継ぎ・活用を図る等、学校教育から卒業後の学びに円滑に移行するための仕組みを強化する必要がある。

(3) 福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化

障害者は学校卒業後、企業等において就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多い。日々の生活において円滑かつ継続的に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びと福祉や労働、医療などの分野における取組との連携を強化する必要がある。

(4) 障害に関する社会全体の理解の向上

社会全体で共生社会の実現に向けて取り組むためには、障害者の学びの場づくりを進めることと並行して、障害に関する社会全体の理解の促進を図ることが極めて重要である。障害者がどのようなことに困難を感じており、どのような配慮や支援があれば周りの人と共に学んだり交流したりしやすくなるのか、といったことについて家族や支援者などの関係者だけでなく、社会全体の理解を進め障害の有無にかかわらず共に生きる「共生社会」の実現につなげていく必要がある。

<障害者の生涯学習を推進するための方策>

1. 学校卒業後における障害者の学びの場づくり

(1) 学校から社会への移行期の学び

- 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
(学習指導要領を踏まえた取組の推進)
(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)
- 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
(障害福祉サービスと連携した学びの場づくり)
(大学における知的障害者等の学びの場づくり)

(2) 各ライフステージにおいて求められる学び

- 各ライフステージで求められる学習内容
- 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進

(3) 障害の特性を踏まえ特に考慮すべき事項

【肢体不自由者の学び】

肢体不自由者については、身体の動きの困難により、移動手段の確保や環境の整備状況により、様々な社会的体験をする機会が少ない状況や健康の維持・増進に向けて取り組むことが少ない状況があり、本人が自ら他者と関わり体験することによる学びを推進することが望まれている。

肢体不自由者の学びについては、障害の有無にかかわらず社会の中で共に学ぶことができるような環境の整備を行うことが肝要であり、学びの場に参画する際に必要となる支援が適切に提供されるようにしていくことが重要である。さらには外出せずに自宅でできる学習の推進なども重要な課題である。

【重度・重複障害者の学び】

東京都重症心身障害児（者）を守る会の各分会の協力を得て、地域ケアさぽーと研究所が実施した調査（平成28年）によれば、重度・重複障害者の生涯学習ニーズとして音楽を楽しむことや健康・体づくり、アロマセラピー、読書活動等が挙げられた。重度・重複障害者が学校卒業後も生活年数を重ねることで感情の表現なども豊かに成長することに鑑みると、ICTを活用した意思伝達、意思表示装置を使用した学習や、タブレット端末を活用した音楽に関する学習、身体活動等に関するプログラム開発を行っていくことも重要と考えられる。

学校における医療的ケアについては、医師や看護師と連携した校内支援体制を構築するとともに医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実が図られている。また、医療的ケア児の生活の向上を図るため福祉の事業所等における医療的ケア児の受入れ促進や、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の養成、支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制の構築が進められている。こうした取組も参考にしながら卒業後の学習支援方策について検討することが重要である。

重度・重複障害者にとっての学習は、人や社会とのつながりを持つ上でも大変重要なものである。本人や保護者、支援者には学校に就学している間にできていた学習や周りの人との交流を卒業後も継続したいとの希望が極めて強いことも念頭に置いて学びの場づくりを進める必要がある。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(1) 生涯学習分野における合理的配慮の推進

学校段階だけでなく卒業後においても、障害の有無にかかわらず交流する機会や共に学ぶ機会を広く整備していくことが必要である。

合理的配慮は一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものであり、本人・保護者とよく相談し可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されるものである。「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月。以下「対応方針」という。）等も踏まえ、学習プログラムの提供主体が不当な差別的取扱いをせず合理的配慮を行うよう、国は生涯学習の場における物理的環境、人的支援、意思疎通（筆談・要約筆記・読み上げ・手話・点字等）などの考え方も含め合理的配慮の在り方等について調査研究等を通じて明らかにすることが求められる。その際、各障害の特性やニーズにも留意し障害の有無に関係なく学べるような「学びのユニバーサルデザイン」を目指すべきである。

(2) 多様な形態の「共に学ぶ場づくり」

- ・フォーラム等の開催
- ・カフェ等の取組
- ・障害者スポーツの推進
- ・障害者による文化芸術活動の推進

3. 障害に関する理解促進

障害に関する社会全体の意識向上は政府をあげて取り組む必要のある課題であり、文部科学省においては生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術の振興を図る中で障害に関する理解促進を図る必要がある。障害に関する理解促進を図る上では一般的知識や理解にとどまらず、障害者一人一人を個性のある人として理解し尊重する態度を養うことが重要である。

- (1) 学校教育段階における障害に関する理解促進
- (2) 多様な主体と連携した社会における障害理解の促進

4. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- (1) 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築
- (2) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保
- (3) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進
- (4) 本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり
- (5) 企業等の民間団体と連携した、学びに関する環境整備

<障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組>

国においては本報告において提言した内容を踏まえ、障害者の生涯学習を総合的に推進していくことが求められる。幅広く提言した内容のうち、特に早急な取組が求められる事項について以下に示す。

1. 国に求められる取組

- ・ 障害者の学びの場づくりに関するモデル開発・普及
- ・ 障害者の学びの場づくりを担う中核的人材の育成
- ・ 地方公共団体における体制整備，取組促進
- ・ 障害の有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりに向けた啓発

2. 地方公共団体に求められる取組

- ・ 庁内連携，関係機関・団体等との連携の推進)
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成)
- ・ 障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備)
- ・ 障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供，学びの場の確保)
- ・ 障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供，学びの場の確保)
- ・ 地方公共団体の教育振興基本計画等への位置付け)

3. 特別支援学校に期待される取組

特別支援学校においては生涯にわたる学習とのつながりを見通す観点から特別支援学校高等部学習指導要領等が改訂されたことを踏まえ、学校教育段階から卒業後を見据えて生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが求められる。

また、特別支援学校等の学校においては心のバリアフリー学習等を通じて、障害に関する理解促進を図ることや個別の教育支援計画をツールとして、在学段階からの福祉との連携推進を図ることが求められる。さらに生徒の進路先の企業や福祉施設等との連携も図りながら卒業時に個別の教育支援計画を適切に引き継いでいくことなどが期待される。

▽詳しくはこちら▽

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm

障害者雇用50万人突破 ～厚労省 2018年民間企業集計

厚生労働省は4月9日、2018年6月1日時点の障害者雇用状況を発表した。民間企業で働く障害者数は前年比7.9%増の53万4769.5人だった。全従業員に占める割合を示す雇用率は2.05%。ともに過去最高を更新し、初めて50万人、2%を突破した。

法廷雇用率が2018年4月から2.2%（2017年は2.0%）に引き上げられたことを受け、精神障害者（前年比35%増）を中心に企業の採用が進んだ。

障害者数は短時間勤務の場合、0.5人で計上する。役53万人の雇用のうち、身体障害者は34万6208人、知的障害者は12万1166.5人、精神障害者は6万7395人だった。

法定雇用率を達成した企業の割合は45.9%。未達成の企業は5万4369社で、そのうち障害者を1人も雇っていない企業は3万1439社（58%）だった。

障害者の雇用数、雇用率は企業規模を問わず増加したが、従業員500人未満の企業は、いずれも雇用率が平均で2%にとどかず、中小企業での障害者雇用が進んでいない現状も浮き彫りになった。

障害者雇用促進法は企業に障害者を雇うことを義務付けている。法定雇用率を下回ると不足した人数分の納付金を徴収され、上回った場合は調整金が支給される。

障害者雇用状況は、例年12月に発表しているが、2018年はシステム上の問題で民間企業分の集計が遅れていた。

2018年12月に発表した国の障害者雇用率は1.22%と、水増しの影響で民間を大きく下回っている。

▽厚労省 2018年民間企業における障害者雇用状況の集計結果▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000499992.pdf>

厚労省 障害者の生涯拠点整備

厚生労働省は3月28日、都道府県などに対し、地域生活支援拠点等の整備促進に係わるフォローアップに関する事務連絡を出した。障害者の生活を地域全体で支える体制に向け、市町村をバックアップし、関係団体にも周知するよう求めている。

同拠点は、障害者が高齢・重度化したり、親が亡くなったりしても地域で暮らせる体制のことで、市町村は地域の実情に応じて相談や緊急の対応、体験の機会づくりなどの機能を検討する。厚労省は2020年度までにすべての地域で整備する方針だが、自治体の約6割が2018年度までの整備方針が未定であるなど、動きが鈍いのが現状だ。

このため、厚労省は2018年9月～2019年3月まにかけて37都道府県ブロック会議を開き、理解を深めてきた。

事務連絡は改めて、同拠点の整備に向けたフォローアップを求めるとともに、ブロック会議での事例紹介などの資料を添付。ブロック会議で出された具体的なプロセスも紹介している。

▽厚労省 地域生活支援拠点等の整備状況（2018年4月1日時点）▽

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

重度脳性まひの16歳、2年越しで高校合格

神戸新聞より

夜間定時制の神戸市立楠高校（神戸市兵庫区）の入試で、定員を下回っていたのにもかかわらず、昨年に引き続き不合格になった重度脳性まひの権田祐也さん（16）が3月28日、夜間定時制で再募集された兵庫県立湊川高校（神戸市長田区）に合格した。

権田さんは話すことはできないが、うなずくことで「はい」、首をふることで「いいえ」を意思表示。これまで看護師を配置した地元の小中学校で学んできた。学校見学を重ね、第1志望の楠高校を受験したが、2年にわたり定員内不合格だった。支援団体のメンバーは「障害を理由にした不合格では」と訴えていた。

湊川高校の再募集の試験では問題の読み上げなどの支援を受け、選択問題に取り組んだ。

合格発表の瞬間、集まった支援者らから大きな歓声と拍手が起こり、権田さんも満面の笑み。母の由記子さんは「頑張らせてきたのが酷だったのかと思ったこともあったけれど、本当に良かった」と涙を浮かべた。

重度の障害がある生徒を初めて受け入れる湊川高は「今後、要望を聞きながら、支援体制を整えていく」と話している。

いきいき茨城ゆめ大会 オープン競技でハンドアーチェリーが開催される

茨城県では初の開催となる第19回障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」において、全肢連が新たな障害者スポーツとして推進しているハンドアーチェリーがオープン競技として開催されます。

- 日 程：2019年10月13日(日)
- 会 場：東光台体育館 茨城県つくば市東光台5-13-5



▽詳しくは、いきいき茨城ゆめ大会2019▽
<https://www.ibarakikokutai2019.jp/taikai>

<全国障害者スポーツ大会とは>

全国障害者スポーツ大会とは全国障害者スポーツ大会は、3日間の会期で開催され全国から都道府県・指定都市選手団約5,500人（選手約3,500人＋役員約2,000人）が参加し、個人競技6競技、団体競技7競技の13競技及びオープン競技が実施される国内最大の障害者スポーツの祭典です。

平成12年まで別々に開催されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」を統合し、平成13年に第1回大会が宮城県で開催されました。

以降、オリンピック終了後に開催されるパラリンピックと同じように、毎年、国民体育大会終了後に開催されています。

2019年度「児童福祉週間」実施日：2019年5月5日～11日

無料入園等を実施する施設（詳細は現地確認願います）

施設(団体名)	所在地	期 間	取 組	対 象
由利高原鉄道	秋田県由利本庄市	5月3日～6日	運賃無料	小学生以下
東武トレジャーガーデン	群馬県館林市	5月5日	入園料無料	小学生以下
東武ワールドスクウェア	栃木県日光市	5月5日、6日	入園料無料	小学生以下
真岡鐵道	栃木県真岡市	5月6日	運賃無料	小学生以下
つくばエキスポセンター	茨城県つくば市	5月5日	入館料無料	高校生以下
切手の博物館	東京都豊島区	5月1日～5日	入館料無料	中学生以下
東武博物館	東京都墨田区	5月5日～11日	入館料無料	中学生以下
上野恩賜公園	東京都台東区	5月3日～5日	イベント開催	すべての方
箱根美術館	神奈川県足柄郡	通年	入館料無料	中学生以下
箱根芦ノ湖遊覧船	神奈川県足柄下群	5月5日	乗船料無料	小学生以下（大人同伴）
箱根十国峠ケーブルカー	静岡県田方郡	5月5日	乗車料無料	小学生以下（大人同伴）
MOA美術館	静岡県熱海市	通年	入館料無料	中学生以下
日本平ロープウェイ	静岡県静岡市	5月5日	運賃無料	小学生以下
小室山観光リフト	静岡県伊東市	5月5日	乗車料無料	小学生以下
神戸海洋博物館	兵庫県神戸市	5月5日	入館料無料	中学生以下
神戸ポートタワー	兵庫県神戸市	5月5日	入場料無料	中学生以下
琴平海洋博物館	香川県多度津郡	5月5日	入館料無料	高校生以下
アミュプラザ鹿児島	鹿児島県鹿児島市	5月5日	塔乗料金無料	小学生以下

事務局より

★2019年度さわやかレクリエーション事業実施計画書の提出について★

申請書提出期限は、原本が4月22日(月)全肢連事務局必着となっております。

コカ・コーラ社への査定書類作成の関係上、締切日以降は受付不可となりますので
ご注意ください。

なお、申請書は必ず各都道府県肢連事務局から全肢連へ提出下さい。支部からの直接
の申請は受付けておりませんので併せてご注意ください。

